

荷主の皆様へ

～物流の2024年問題を知っていますか？～

2024年4月から、トラックドライバーの時間外労働の960時間上限規制と改善基準告示^(※)が適用され、労働時間が短くなることで輸送能力が不足し、**モノが運べなくなる可能性が懸念**されており、このことを「物流の2024年問題」と言います。

(※)自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (厚生労働大臣告示)

何も対策を行わなければ、もしかしたら？

- **運送**：今までどおりの輸送（長距離輸送事業者など）ができなくなるかもしれない
- **荷主**：輸送を断られる可能性がある
- **消費者**：新鮮な農林水産品が手に入らなくなるかもしれない

解決に向けた取組が必要

荷主と運送事業者が連携して取り組んでいただきたいこと

① 荷待ち時間、待機時間の削減

- ⇒ 予約システムの導入
- ⇒ 出荷・受入体制の見直し

② 作業削減など労働環境の改善

- ⇒ パレット化による手荷役作業の削減
- ⇒ 情報の共有化・DXによる業務効率化

③ リードタイムの延長

- ⇒ 長距離輸送は中1日を空け、満載での効率的な輸送

荷主の皆様をお願いしたいこと

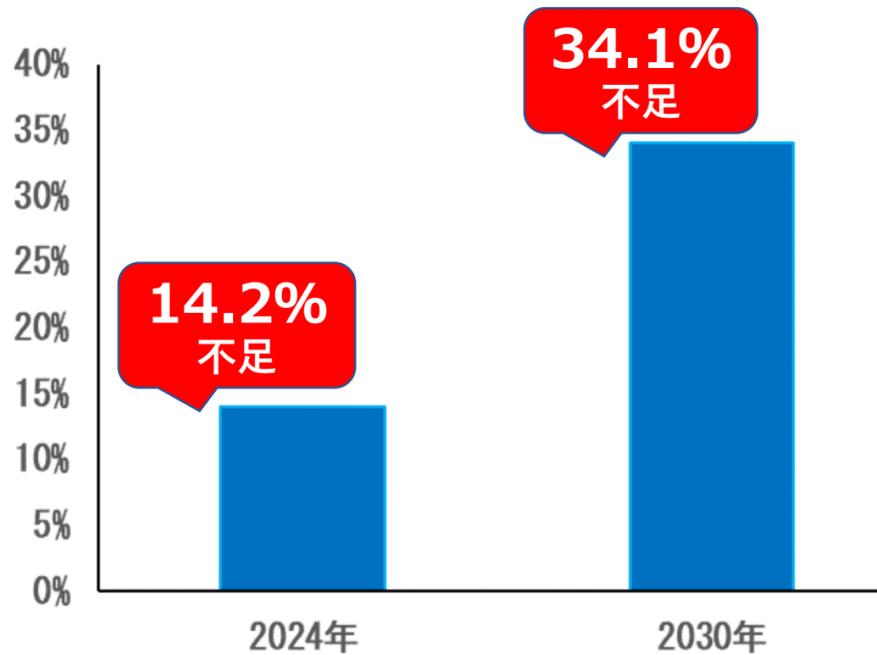
① 「標準的な運賃」等での取引

- ⇒ ドライバーの労働環境改善に取り組むため、適正運賃での取引への御協力

② 運送以外に発生する料金の収受

- ⇒ 燃料サーチャージ、附带作業料金、高速道路利用料などの料金の収受への御協力

不足する輸送能力の割合



「持続可能な物流の実現に向けた検討会」第3回資料

国の「持続可能な物流の実現に向けた検討会」では、物流の2024年問題に対して何も対策を行わなかった場合には、営業用トラックの輸送能力が2024年には**14.2%**さらに2030年には**34.1%**不足する可能性があるとして試算しています。



荷主の皆様へ

令和6年6月1日施行

改正された

「標準貨物自動車運送約款」

を知っていますか？



標準貨物自動車運送約款等の改正概要

① 荷待ち・荷役作業等の運送以外のサービスの内容が明確化されました

- ・運送以外の業務は、第2章の「運送業務等」から分離し、第3章に「積込み又は取卸し等」として規定されました。
- ・トラック運送事業者が運送以外の業務を引き受けた場合、契約にないものを含め、対価を収受する旨が規定されました。

② 運賃・料金、付帯業務等を記載した書面を交付することになりました

- ・運送を申し込む荷送人、運送を引受けるトラック運送事業者は、それぞれ運賃・料金、付帯業務等を記載した書面（運送申込書、運送引受書）を相互に交付する旨が規定されました。

③ 利用運送を行う場合は実運送事業者の商号・名称等を荷送人へ通知することになりました

- ・利用運送を行う元請運送事業者は、当該運送の全部又は一部について、運送を行う実運送事業者の商号・名称等を荷送人に通知する旨が規定されました。

④ 中止手数料の金額等が見直しされました

- ・荷送人が貨物積込みの前日までに運送を中止した時は、中止手数料を請求しない条項が見直しされ、運送の前々日から中止手数料が発生する旨が規定されました。

⑤ 運賃・料金等の店頭掲示事項がオンライン化されました

- ・「受付日時」「個人を対象とした運賃・料金等」「保険料率等」について、インターネットによる閲覧を可能とする旨が規定されました。

■このチラシに関する問合せ先

青森県 経済産業部 経済産業政策課

商工団体支援グループ

〒030-8570 青森市長島1-1-1

電話番号：017-734-9369（直通）

メールアドレス：sangyo@pref.aomori.lg.jp

■標準貨物自動車運送約款に関する問合せ先

東北運輸局 青森運輸支局

〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-13

電話番号：017-739-1501（代表）

<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/am/am-index.html>